

諮詢第117号の答申

全国消費実態調査及び家計調査の変更について（案）

本委員会は、諮詢第117号による全国消費実態調査（平成31年度（2019年度）に実施する調査に係る変更）及び家計調査の変更（平成31年（2019年）4月以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

I 全国消費実態調査・家計調査の変更

1 全国消費実態調査・家計調査の変更の背景事情・全体的な評価

ア 家計に関する統計調査については、表1のとおり、全国消費実態調査（以下「全消調査」という。）と家計調査を中心に、関連する一般統計調査の結果を補完的に活用することによる体系が整備されている。

表1 家計に関する統計調査の体系

	基幹統計調査	一般統計調査
構造調査 (5年周期)	<p>全消調査</p> <p>【家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにすることを目的】</p> <p>【二人以上の世帯：約51,700世帯（うち単身世帯：約4,700世帯）を対象とする甲調査、二人以上の世帯：約700世帯を対象とする乙調査から構成】</p> <p>【3か月間（単身世帯は2か月間）の収入・支出、年間収入、貯蓄現在高・借入金残高、耐久消費財、世帯及び世帯員に関する事項等を把握】</p>	<p>全国単身世帯収支実態調査</p> <p>【単身世帯の家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査することにより、消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにし、もって全消調査結果を補完することを目的とする統計調査】</p> <p>【民間調査機関のモニター登録者から抽出された単身世帯：2,000世帯を対象】</p> <p>【全消調査と同様の事項を把握】</p>
動向調査 (月次)	<p>家計調査</p> <p>【国民生活における家計収支の実態を毎月明らかにすることを目的とする家計統計を作成】</p> <p>【二人以上の世帯：約8,000世帯及び単身世帯：約1,000世帯を対象に実施】</p> <p>【収入及び支出、年間収入、貯蓄現在高・借入金残高、世帯及び世帯員に関する事項等を把握】</p>	<p>家計消費状況調査</p> <p>【個人消費動向の的確な把握のために、ICT関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする統計調査】</p> <p>【二人以上の世帯：約27,000世帯及び単身世帯：約3,000世帯を対象】</p> <p>【高額商品等特定の品目及びインターネットを用いた購入金額を把握】</p> <p>家計消費単身モニター調査</p> <p>【家計調査の単身世帯結果を補完・補強し、消費動向指数（CTI：Consumption Trend Index）の作成に活用することを目的とする統計調査】</p> <p>【民間調査機関のモニター登録者から抽出された単身世帯：2,400世帯を対象】</p> <p>【家計調査と同様の事項を把握】</p>

イ このうち、全消調査は、社会保障関連施策を始めとする各種施策の検討や、国民経済計算の推計における基礎資料等として活用されているが、表2のとおり、精度向上を図るために標本規模の拡大・拡充と、報告者・実査負担の軽減というトレードオフの関係にある課題解決が求められている。

表2 全消調査の実施に係る課題等

課題区分	課題の概要・対応方策等
資産項目の精度向上	高齢化が進展する中で、資産分布が所得以上に拡大。格差・貧困等の政策立案においては、資産・負債の保有状況も考慮することが必要（O E C Dの貧困指標では資産保有状況を加味）。資産の分散は消費と比べて大きく、資産項目の精度向上を図るためにには、消費と切り離した大規模な標本拡大が必要
年間収入の精度向上	ジニ係数や相対的貧困率など、所得分布に関する統計は、政策立案・遂行上の需要が増大。年間収入項目の精度向上を図るためにには、消費と切り離した大規模な標本拡大が必要
総世帯・単身世帯の結果精度の向上	近年、単身世帯比率が急激に上昇（1990年：23.1%→2015年：34.5%）。また、生活保護世帯の8割が単身世帯であるなど、単身世帯の家計実態の把握の重要性が増大。二人以上世帯から単身世帯を含めた総世帯の統計精度向上・統計の充実を図るためにには、単身世帯の標本拡充が必須
非標本誤差の縮小・抑制（報告者負担の軽減）	家計簿調査を通じて家計の全容・詳細を明らかにする全消調査は、他の統計調査に比して、忌避感が強く、報告者の記入負担が大きいことから、調査世帯の確保が困難な状況であり、標本選択バイアスの増大が懸念。また、調査員の確保も厳しさを増していることから、調査の在り方を見直し、報告者・実査負担の軽減を図ることが不可避

ウ これらの課題解決を図るために、総務省では、平成31年度（2019年度）調査（以下「次回全消調査」という。）の実施に当たり、表3のとおり、調査体系の再編から集計事項に至る調査計画の全般を抜本的に見直し、相互に関連する複数の改善方策を同時並行的に講じることを計画している。

表3 全消調査における改善方策の概要

対応区分	具体的な改善方策
調査体系の再編	現行の甲調査に変えて、家計簿調査を含む「基本調査」と家計簿調査を含まない「簡易調査」を導入するとともに、耐久財等調査票を廃止
報告者数の拡大	調査対象数の総数を拡大するとともに、調査単位区での単身世帯の抽出割合を拡大
調査期間の見直し	家計簿の調査期間を従来の3か月から2か月に短縮
調査事項の見直し	家計調査世帯特別調査の新設等
調査方法の見直し	レシート読み取り機能を有したオンライン家計簿の導入等、調査方法の見直し
集計事項の見直し	同時期に実施する家計調査の結果をデータ移送 ^(注) する等して、全消調査の集計に活用

(注) 「データ移送」とは、他の統計調査に報告した個票データを、予め定められた範囲で当該統計調査に報告されたものとみなし、集計に利用することをいう。以下同じ。

エ 今回の変更計画は、全体として、報告者及び実査機関の負担軽減を図りつつ、世帯構造や利活用ニーズの変化を踏まえ、家計収支の構造に加え、年間所得、資産及び負債の実態把握・統計精度の向上に重点を置き、家計に関する統計の充実を目指す積極的な取組と評価できる。2以下では、このような認識の下、個別の変更事項の適否を総合的に判断した。

2 全国消費実態調査の変更

(1) 調査計画の変更の概要

総務大臣から申請（平成 30 年 9 月 13 日付け総統消第 192 号「基幹統計調査の変更について（申請）」）された次回全消調査計画の変更概要は、表 4 のとおりである。

表 4 全消調査の変更計画の概要

【調査目的の変更・調査体系の再編】

- ① 調査の目的を、「家計の構造を所得、消費及び資産の観点から総合的に把握するとともに、都道府県などの地域的差異を明らかにする」から、「世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにする」に変更
- ② 甲調査を、表 4-1 のとおり、3 種類の調査票による「基本調査」と、2 種類の調査票による「簡易調査」に再編するとともに、耐久財等調査票を廃止

表 4-1 甲調査の見直し

調査票名	現行	変更（案）	
	甲調査	基本調査	簡易調査
家計簿 (家計簿 A、家計簿 B)	○	○ (家計簿(10 月分・11 月分))	-
世帯票	○	○	○
耐久財等調査票	○	-	-
年収・貯蓄等調査票	○	○	○

- ③ 乙調査について、表 4-2 のとおり、家計簿 C を廃止するとともに、調査の名称を「個人収支状況調査」に変更

表 4-2 乙調査の見直し

調査票名	現行	変更（案）	
	乙調査	個人収支状況調査	
家計簿 (家計簿 C)	○	-	-
個人収支簿	○	-	○

- ④ 本調査の集計に当たり、同時期に実施する家計調査の結果をデータ移送するため、全消調査で把握し家計調査では把握していない、世帯や収入等に関する調査事項を、家計調査の調査対象世帯を対象に把握する「家計調査世帯特別調査」を新設

【報告者数及び選定方法の変更】

- ① 甲調査（変更後は「基本調査」及び「簡易調査」）は表 4-3 のとおり、乙調査（変更後は「個人収支状況調査」）は表 4-4 のとおり、それぞれ報告者数及び選定方法を変更

表 4-3 甲調査の報告者数等の見直し

項目	現行	変更（案）	
報告者数	約 56,400 世帯 ・二人以上世帯：約 51,700 世帯 ・単身世帯：約 4,700 世帯	基本調査	約 40,000 世帯 うち 二人以上世帯：約 33,300 世帯 単身世帯：約 6,700 世帯
		簡易調査	約 44,000 世帯 うち 二人以上世帯：約 36,400 世帯 単身世帯：約 7,300 世帯

選定方法	国勢調査の調査区を基に抽出した調査単位区から以下のとおり選定 ・単身世帯： <u>1世帯</u> ・二人以上世帯： <u>11世帯</u>	国勢調査の調査区を基に抽出した調査単位区から以下のとおり選定 ・単身世帯： <u>2世帯</u> ・二人以上世帯： <u>10世帯</u>
------	---	---

表4－4 乙調査の報告者数の見直し

項目	現行	変更(案)
報告者数	約700世帯	約900世帯
選定方法	二人以上世帯のみ。 家計調査の調査対象世帯の一部を対象	

- ② 新設する「家計調査世帯特別調査」は、家計調査の調査対象から約6,000世帯（二人以上世帯が約5,400世帯、単身世帯が約500世帯）を選定

【調査事項の変更】

- ① 「家計簿」、「世帯票」及び「年収・貯蓄等調査票」について、別表1から3のとおり、調査事項を変更
- ② 「家計調査世帯特別調査」について、表4－5のとおり、調査事項を設定

表4－5 家計調査世帯特別調査の調査事項

調査事項		備考
I 世帯員に関する事項について	(1)就業・非就業の別	二人以上世帯：世帯主、世帯主の配偶者 単身世帯：世帯主
	(2)ふだんの1週間の就業時間	
	(3)就学状況	
	(4)要介護・要支援認定の状況	世帯の状況を記入
II 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について	(1)現住居以外の住宅をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか（法人名義は除きます） ・所有の有無、建築時期、住宅の構造、住宅の延べ床面積	世帯の状況を記入
	(2)現居住地以外の土地（住宅用）をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか（法人名義は除きます） ・所有の有無、所在地、敷地面積	
III 年間収入について	(1)家賃・地代の年間収入	・あり →金額 ・なし
	(2)社会保障給付金（公的年金・恩給以外）	
	(3)企業年金受取金	
	(4)個人年金受取金	二人以上の世帯：世帯主、他の世帯員 単身世帯：世帯主
	(5)利子・配当金	
IV 仕送り金について	(1)親族などから仕送りをしてもらった額 (2)親族などに仕送りをした額	世帯の状況を記入
V 貯蓄現在高について	(1)銀行（ゆうちょ銀行を含めます）、信用金庫・信用組合、農業協同組合、労働金庫などの金融機関	・あり →金額 ・なし
	「定期預金・定期積金」「定額・定期・積立貯金」「普通・当座預金」「通常貯金」「その他の預貯金」	
	(2)生命保険、損害保険、簡易保険（保険商品・年金商品）	
	(3)貸付信託 金銭信託（額面）	
	(4)株式（時価）	
	(5)債券（額面）	
	(6)投資信託（時価）	

	(7) その他（社内預金など）		
	(8) 合計		
VI借入金残高について	(9) 上記(8)のうち年金制度が組みこまれている貯蓄	・あり →金額 ・なし	
	(1) 月賦・年賦の未払残高	・あり →金額 ・なし	
	(2) 住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高	・あり →金額 ・なし	
調査員記入欄	(3) その他の借入金残高		世帯の状況を記入
	住居の構造		
	共同住宅		

【調査方法の変更】

- 調査方法について、表4-6のとおり、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿等を導入

表4-6 全消調査の調査方法

現行		変更(案)	
区分	調査票	区分	調査票
甲調査	調査員調査、オンライン調査 ・エクセル形式による家計簿を導入	基本調査	調査員調査、オンライン調査 ・レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入
	-	簡易調査	調査員調査、郵送調査、オンライン調査
	家計調査世帯特別調査	調査員調査	調査員調査
乙調査	調査員調査	個人収支状況調査	調査員調査

【調査時期の変更】

- 調査時期について、表4-7のとおり、家計簿の調査時期を、調査実施年の9月、10月及び11月の3か月間から、調査実施年の10月及び11月の2か月間に短縮等

表4-7 全消調査の調査時期

現行		変更(案)	
区分	調査時期	区分	調査時期
甲調査	・家計簿 二人以上の世帯： 9月、10月及び 11月の3か月間 単身世帯： 10月及び11月 の2か月間	基本調査	・家計簿 10月及び11 月の2か月間
	・年収・貯蓄 等調査票 11月末日		・年収・貯蓄 等調査票 10月末日現在
	・世帯票 二人以上世帯： 9月1日現在 単身世帯： 10月1日現在		・世帯票 10月1日現在
	・耐久財等 調査票 10月末日現在	簡易調査	・年収・貯蓄 等調査票 10月末日現在
-		家計調査世 帯特別調査	・10月末日現在
乙調査	・家計簿、個人収支簿：9月、10 月及び11月のうち1か月間	個人収支状 況調査	・個人収支簿：10月及び11 月のうち1か月間

【集計事項の変更・公表の期日の変更】

- ① 調査体系や調査事項の見直しに伴い、集計事項を変更
- ② 集計に当たっては、全消調査の結果に加えて、同月に実施する家計調査の結果のデータ移送や、単身世帯を対象に全消調査と同様の調査事項で調査を行う全国単身世帯収支実態調査の結果の活用を実施
- ③ 公表時期について、前回調査の計画から1か月前倒しして結果の公表を開始し、以降、順次公表

(2) 承認の適否及び理由等

ア 今回の調査計画の変更については、上記1に掲げた課題に対応するために必要な取組であり、次に掲げる観点から総合的に判断した結果、いずれも、おおむね適當である。

- ① 世帯構造や行政上のニーズ等の変化を踏まえ、資産項目や年間収入、単身世帯等の統計精度を改善し、調査結果の有用性向上を図るものであること。
- ② 報告者の忌避感・負担感や、統計調査員等の実査機関における業務負担を軽減するため、利用者ニーズが乏しい調査票や調査事項を削減する一方で、利用者ニーズや国際比較可能性の向上等に対応した、必要最小限の調査事項を追加するものであること。

併せて、報告者や実査機関の負担軽減のため、家計簿調査の対象範囲の削減や調査期間の短縮、レシート読み取り機能を実装したオンライン家計簿の導入等の効果的・効率的な調査方法を採用すること。

- ③ 全消調査の結果データに、家計調査の一部の結果をデータ移送して集計するなど、報告者負担の軽減に配慮しつつ、基幹統計としての充実を図るものであること。

イ ただし、以下の点について、調査計画の変更が必要であることを指摘する。

- ① 調査の目的について、統計法施行令別表第一に規定された「全国消費実態統計」(基幹統計)の作成目的との整合性を図るため、変更を計画しているが、今回の変更内容をより的確に反映する観点から、表5の統計委員会修正案も勘案しつつ、法制技術的な確認を行った上で、変更すること。

表5 調査計画における調査目的の変更

変更(案)	統計委員会修正案
2 調査の目的 <u>世帯の所得分布及び消費の</u> 水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	2 調査の目的 <u>家計における消費、所得、資産及び負債の</u> 水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。

- ② 「年収・貯蓄等調査票」及び「家計調査世帯特別調査票」における調査事項について、O E C Dの等価可処分所得の推計方法との整合性を高めるため、表6のとおり、追加すること。

表6 年収・貯蓄等調査票等における調査事項の追加（変更）

統計委員会修正案	
年収・貯蓄等調査票	<p>III 企業年金掛金・固定資産税などについて あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に支払った年金掛金や税金のうち、以下の合計額はどれくらいになりますか。</p> <p>(1) 企業年金の掛け金（本人負担分のみ） ※厚生年金保険や国民年金の保険料、個人型確定拠出年金（iDeCo）の掛け金は含みません。 ※会社や勤め先が負担している掛け金は除いてください。</p> <p>(2) 固定資産税・都市計画税 ※事業用に納めている税額は除いてください。</p> <p>(3) 自動車税・軽自動車税・自動車重量税 ※事業用に納めている税額は除いてください。</p>
家計調査世帯用特別調査（二人以上の世帯）	<p>III 固定資産税などについて あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に納めた税金のうち、以下の合計額はだいたいどれくらいになりますか。※事業用に納めている税額は除いてください。</p> <p>(1) 固定資産税・ 都市計画税 <input type="checkbox"/>あり → <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 万円</p> <p>(2) 自動車税・ 軽自動車税・ 自動車重量税 <input type="checkbox"/>あり → <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 万円</p>
家計調査世帯用特別調査（単身世帯）	<p>III 固定資産税などについて あなたの世帯が過去1年間（2018年11月から2019年10月まで）に納めた税金のうち、以下の合計額はだいたいどれくらいになりますか。</p> <p>(1) 固定資産税・ 都市計画税 <input type="checkbox"/>あり → <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 万円</p> <p>(2) 自動車税・ 軽自動車税・ 自動車重量税 <input type="checkbox"/>あり → <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 万円</p>

- ③ 新設する「家計調査世帯特別調査」の調査時期について、変更計画では、「実施年の10月及び11月の2か月間について行う。」で申請を行っているが、同調査は、世帯員に関する事項等について実施年の10月末日現在で回答を求めるものであることから、表7のとおり、調査計画に、調査時点を追記すること。

表7 調査時期の修正

変更(案)	統計委員会修正案
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (2) 基準となる期日又は期間 ③ 家計調査世帯特別調査は、実施年の10月及び11月の2か月間について行う</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 (2) 基準となる期日又は期間 ③ 家計調査世帯特別調査は、実施年の10月末日現在について行う。<u>（一部の項目については、実施年の10月及び11月の2か月間）</u></p>

ウ また、次回全消調査の実施に当たっては、以下の点について、検討、留意することが必要であることを指摘する。

- ① 今回の変更については、複数の改善措置を同時に実施する計画であることから、実査業務を担う地方公共団体等との連携を一層強化し、調査が適切かつ円滑に実施されるよう、十分な措置を講じること。特に、家計調査の報告者に対して報告を求める家計調査世帯特別調査については、基幹統計調査である全消調査の一調査であり、報告した内容は全消調査の結果として集計・公表されることを、報告者に十分に周知すること。
- ② 今回、新たに導入するレシート読み取り機能を実装したオンライン家計簿については、報告者の負担軽減につながるとともに、効果的、効率的に調査を実施する上で有効な調査手法であることから、既に導入されている家計調査での利用状況を踏まえ、より一層の改善・利用促進を図ること。

- ③ 今回の集計に当たっては、全消調査の結果に家計調査の結果のデータ移送や全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用を行った上で、その集計結果を全消調査の本系列として公表する計画であるが、具体的な集計手法については、今後、大学等との共同研究で検討するとしていることから、その結果を統計委員会に報告するとともに、調査実施者のウェブサイト等で広く情報提供すること。
- ④ 世帯主の職業別の結果表章に当たっては、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、日本標準職業分類に基づく格付けを行い、特別集計として公表する方向で検討すること。
- ⑤ 今回、調査方法の変更や家計簿調査の調査期間の短縮により、調査結果に影響が生じる可能性もあるため、その影響や要因等を事後的に検証し、その結果を分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うこと。

3 家計調査の変更

(1) 調査計画の変更の概要

総務大臣から申請（平成 30 年 9 月 13 日付け総統消第 190 号「基幹統計調査の変更について（申請）」）された家計調査の変更計画（平成 31 年（2019 年）4 月以降の調査）の概要は、表 8 のとおりである。

表 8 家計調査の変更計画の概要

【調査事項の変更】

- ① 全消調査の調査事項の変更に併せて、表 8-1 のとおり、調査事項を変更

表 8-1 家計調査の調査事項の変更

調査票	変更事項
家計簿（二人以上の世帯用） 家計簿（単身世帯用）	<p>「I 口座自動振替による支払」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「27 クレジットカード払いの返済」を新設、「2 うち深夜電力」を削除 「IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入」の一括払いと分割払いの欄を削除
貯蓄等調査票	<p>「1 貯蓄現在高について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(1) ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）」と「(2) 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合、労働金庫 その他の金融機関」を統合（一部機関の名称変更に伴う変更も実施） 「(4) 株式・株式投資信託（時価）」、「(5) 貸付信託・金銭信託（時価）」、「(6) 債権（額面）・公社債投資信託（時価）」を「(3) 貸付信託 金銭信託（額面）」、「(4) 株式（時価）」、「(5) 債券（額面）」、「(6) 投資信託（時価）」に再編 上記変更の実施に際し、経過措置を実施 <p>「2 借入金について」</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部機関の名称変更等に伴う調査項目名の見直し
世帯票	<p>「20 建築時期」</p> <ul style="list-style-type: none"> 改元に伴う見直し

- ② 貯蓄等調査票における「貯蓄現在高」に関する調査事項の変更については、家計調査の年次集計に用いることを勘案し、表 8-2 のとおり、段階的に実施

表8－2 家計調査の貯蓄等調査票の段階的変更

調査時点	変更内容
2019年4月調査	一部の独立行政法人（ゆうちょ銀行関連）の名称を変更
2019年8月調査	新旧の調査事項への結果の組替が可能となるよう経過措置版調査票（「投資信託」欄の追加）を使用
2021年3月調査	新調査票（ゆうちょ銀行関連を銀行等に統合）に移行

（2）承認の適否及び理由等

- ア 今回の調査計画の変更については、全消調査と家計調査の調査事項の整合性を確保することにより、全消調査の結果データに家計調査の結果をデータ移送し、全消調査の結果精度の向上及び報告者負担の軽減を図るものであり、いずれも適当である。
- イ なお、調査の実施に当たっては、段階的に調査事項を変更する「貯蓄等調査票」について、結果の違いを分かりやすく説明するなど、十分な情報提供を行うことが必要であることを指摘する。

II 統計委員会諮問第61号の答申（平成25年12月13日付け府統委第176号）における「今後の課題」への対応状況について

全消調査については、統計委員会の諮問第61号の答申において、表9のとおり、①実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携、②適切な調査の在り方等の検討の2点について、対応するよう指摘している。

表9 前回答申時における「今後の課題」

指摘事項	具体的な指摘内容
①実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携	本調査において、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大して実施することについては、地方公共団体から、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法とを調査票ごとに自由に選択できる方は、報告者にとっては回答がし易くなるという利便性が高まる一方で、統計調査員にとっては調査票の提出有無の確認など負担も想定されるという懸念が示されている。 したがって、総務省は、実査の円滑化に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある。
②適切な調査の在り方等の検討	本調査は、家計を各種世帯属性との関係から把握・分析する役割を有しており、個別の政策テーマを検討する際の基本データを作成することのできる、統計としての有用性の高い貴重な調査データの一つである。 今回の本調査における変更事項は、少子高齢化や大規模な自然災害など社会・経済状況の変化に対応し、所得、消費及び資産との関係を一層精緻に捉えるための取組の一貫として位置付けることができる。家計の把握という本調査の本来的役割的重要性に加え、社会の変容を反映した変更事項の必要性に鑑み、今回の変更を着実に実現することが重要であると考える。 特に、今回の変更事項のうち介護及び育児等は、現在のみならず今後の社会経済情勢において家計に影響を及ぼし得る重要な事象であり、把握することは妥当であることから、より的確な状況把握を可能にするよう今後も継続して検討していくべき事項と考えられる。 したがって、総務省は、本調査の本来的な役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する必要がある。

このうち、①については、今回の調査計画の変更に際し、地方公共団体と連携を図りつつ、検討しており、適當である。

また、②については、今回の変更が、全消調査における諸課題を踏まえたものであることから、おおむね適當である。

ただし、今回、調査計画の抜本的な見直しを行っていることから、今回の調査結果を踏まえ、報告者の負担を抑制しつつ、結果精度の向上を図るという観点から、更なる改善の余地がないか、引き続き、検討する必要がある。

III 今後の課題

1 家計に関する統計の体系的整備に向けた段階的な検討

全消調査の変更計画は、従来の家計の消費に加え、所得、資産及び負債の水準・構造等に重点を置き、家計に関するより総合的な統計作成を目指し、調査方法から集計事項に至る調査計画の全般を見直す積極的な内容となっている。また、今回の変更計画では、全消調査の調査事項と家計調査の調査事項との整合性を確保することにより、家計調査の結果のデータ移送や全国単身世帯収支実態調査の結果データの活用を通じ、全消調査の結果表章の充実を図ることを計画している。

このため、総務省（統計局及び政策統括官（統計基準担当））は、家計に関する調査の体系的整備に向け、以下のとおり、段階的に取り組む必要がある。

- ① 基幹統計及び調査の名称について、その変更の内容をより的確に表すものに変更した上で、次回全消調査を実施する方向で検討すること。
- ② 家計に関する統計については、各種統計調査の整合性がより高まることから、次回全消調査の実施結果等も踏まえつつ、関係する各種統計調査の位置付けや役割分担、基幹統計の体系的整備の在り方等を改めて整理し、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）の次回改定に反映する方向で検討すること。

2 今回の変更を踏まえた調査手法等の更なる改善

次回全消調査については、調査計画を抜本的に見直した上で実施することから、総務省（統計局）は、報告者や統計調査員、実査機関である地方公共団体等における評価も含め、実施状況や見直しによる効果等を検証・分析するとともに、その結果を踏まえ、平成36年度（2024年度）調査の調査計画の策定までに、調査手法の見直しや結果表章の充実等、更なる調査計画の改善について検討する必要がある。

3 日本標準職業分類に準拠した結果表章の充実

総務省（統計局）は、全消調査及び家計調査において、世帯主の職業別の結果表章に当たり、独自に設定している区分を使用しているが、他の統計調査との比較可能性の向上の観点から、調査結果の利活用状況や日本標準職業分類との整合性も勘案しつつ、結果表章の在り方を検討する必要がある。

別表1 調査事項の見直し（家計簿）

現行	変更（案）
表紙	表紙
「世帯の別」、「世帯区分」欄	削除
I 口座自動振替による支払	I 自動引落しによる支払
「カード払い 掛買い 月賦」	「クレジット 掛買い・月賦」に変更し、破線の○印を追加
「今月の 支払額（円）」	「今月の 支払い分 金額（円）」に変更
「NHK放送受信料」	「NHK放送受信 料金」に変更
「携帯電話料金 うち 他社代行請求分」	「携帯電話料金 うち 携帯電話事業者による代行徴収分」に変更し、「有料コンテンツ利用料」と「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」に分割
「ケーブルテレビ受信料」の「インターネット接続料を含む」及び「インターネット接続料を含まない」	「ケーブルテレビ等受信料」に変更し、「インターネット接続料」、「固定電話代」、「携帯電話代」、「その他（）」が含まれるかどうかのチェック欄を新設
「新聞代」の「一般的な 中央・地方 新聞（英字スポーツ紙を含む）」及び「業界紙など」	「新聞代」の「一般的な 商業 新聞（英字、地方、スポーツ紙を含む）」及び「その他」に変更等
「その他の受信料」	廃止
「保育所の保育料」、「幼稚園の保育料」	「保育所・幼稚園の保育料」に統合
「国民年金 掛金」	「国民年金 保険料」に変更
「国民健康保険」、「個人住民税」、「固定資産税・都市計画税」	廃止
「（ ）保険料（積立・掛け捨て）」	記入欄を1つから3つに増設 1ページ目に合計欄を追加
-	「クレジットカード払いの返済」を新設
-	II 口座への入金(給与・年金等)
二	口座への入金について、「世帯主」、「世帯主の配偶者用」、「他の世帯員」に分けて新たに把握
II 現物（現物支給、もらい物・もてなし、自家産、自分の店の商品）	III 日々の収入と支出
III 現金収入又は現金支出	
IV クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 支出「① 品名及び支払方法」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払方法を「現金」、「クレジット・掛買い・月賦」等から選択するよう、見直し ・ 「クレジット掛買い月賦」の「括弧」を「分割払い」を統合 ・ 「電子マネー」を「電子マネー プリペイド（前払い）」と変更し「電子マネー ポストペイ（後払い）」を新設 ・ 「自分の店の商品（家計用）」と「自分の店の商品（贈答用）」を「自分の店の商品」に統合 ・ 「現物支給」、「もらい物・もてなし」、「自家産」欄を廃止 ● 支出「②金額及び用途」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自家用以外（贈答・来客用、仕送りなど）」欄に該当する品目について「○」を付ける方式に変更 ● 支出「③ 購入先・購入地域」（11月分のみ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 項目の並び順を見直し

別表2 調査事項の見直し（世帯票）

現行	変更（案）
二	I 世帯の人数について 「世帯の人数」欄を新設
-	II 全世帯員に共通する事項について
I 全世帯員に共通する事項について	
「(1)氏名、男女の別及び継続柄」の「世帯員氏名」	世帯員を「1人目」、「2人目」、「3人目」、「4人目」と区別する形式に変更し、「世帯員氏名」欄は廃止
「(5)育児休業の取得の有無」	廃止 「(5) ふだんの1週間の就業時間」を新設
「(10)学校の種別」	・ 「(6) 就学状況」として全世帯員の就学状況を調査する項目に変更し、「在学中」、「卒業」、「未就学・その他」の選択肢を追加 ・ 選択肢を変更・再編（「小学・中学」に統合等） ・ 「専門学校」について、修業年限を調査する項目を追加 ・ 「未就学・その他」を選択した場合の選択肢として「保育園・保育所」、「幼稚園」、「その他（乳児など）」を新設
「(11)国公立・私立の別」	廃止
「(12)各種学校・塾など」	廃止
「(6)名称」及び「(7)事業の内容」	廃止
「(8)本人のしている仕事の内容」	「(7)仕事の種類」に変更し、世帯主の仕事のみを捉えるように変更 ・ 世帯主の仕事のみを捉えるように変更 ・ 「(8)②企業規模」の区分を5区分から8区分に細分化
「(9)勤め先の企業区分及び規模」	
「(13)介護をしている状況」	廃止
「(14)要介護・要支援認定の状況」	個人単位から世帯単位に変更し、要介護・要支援の認定を受けている人の人数を把握
II 3か月以上不在の家族について	III 3か月以上不在の家族について
「(15)家計を主に支える人」のうち氏名欄	廃止
III 子の住んでいる場所について	二
「(17)子の住んでいる場所」	廃止
IV 被災に関する事項について	二
「(18)過去5年間に罹災証明書を受けたことの有無」 ～「(21)被災による転居の有無」	廃止
V 単身世帯について	IV 単身世帯について
「(22)単身世帯の形態」の選択肢「 <u>単身赴任</u> 」及び「 <u>出稼ぎ</u> 」	選択肢を「 <u>単身赴任・出稼ぎ</u> 」に統合
VI 現住居等に関する事項について	V 現住居等に関する事項について
「(24)住居の延べ床面積」「(28)住居の敷地面積」を小数第一位まで記入	「(14)住居の延べ床面積」、「(18)住居の敷地面積」を整数値で記入
「(26)住居の所有関係」の選択肢「民営の賃貸住宅」及び「借間」	選択肢を「民営の賃貸住宅（借間を含む）」に統合
「(29)住居の建築時期」の選択肢「昭和40年以前」	・選択肢を「昭和45年以前（1970年以前）」に変更 ・選択肢に「2019年」を追加
「(30)住居への入居時期」	廃止
「(31)設備の有無（平成元年以降に取得したもの）」 (システムキッチンなどの有無、数量、取得時期)	廃止
VII 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について	VI 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について
「建築時期」欄の選択肢「昭和40年以前」	・選択肢を「昭和45年以前（1970年以前）」に変更 ・選択肢に「2019年」を追加
「住宅の延べ床面積」「現居住地以外の土地（住宅用）敷地面積」を小数第一位まで記入	整数値で記入
二	VII 毎月の家賃支払額、毎月の住宅ローンの返済額について
-	「(22)月々支払っている家賃及び住宅ローン」を新設し、家賃の支払いの有無及び金額並びに住宅ローンの支払いの有無及び金額を把握

別表3 調査事項の見直し（年収・貯蓄等調査票）

現行	変更（案）
I 年間収入について	I 年間収入について
-	「(7) 社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」欄を追加
「(7)企業年金・個人年金受取金」	「(8)企業年金受取金」と「(9)個人年金受取金」に分割
「その他の年間収入」	名称を自由記入できる枠を新設
「(9)親族などからの仕送り金」	「II 仕送り金について」として分割・特掲
二	II 仕送り金について
-	「I 年間収入について」から「(9)親族などからの仕送り金」を分割し、「(1)親族などから仕送りをしてもらった額」として把握 「(2)親族などに仕送りをした額」を新設
II 貯蓄現在高について	III 貯蓄現在高について
「(1) ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）」 「(2) 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関」	「(1) 銀行（ゆうちょ銀行を含めます） 信用金庫・信用組合 農業協同組合、労働金庫などの金融機関」に統合
「(5)株式・株式投資信託（時価）」「(6)債券（額面） 公社債投資信託（時価）」	「(4)株式（時価）」「(5)債券（額面）」「(6)投資信託（時価）」に組替え
「(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債・外国株式」	廃止